ブラウン訴訟事件判決後の米国公立学校 での人種要因考慮プログラムを巡る シアトル第一学区訴訟判決について

日 吉 和 子

以前発表したミシガン大学及び同法科大学院の入学者選考を巡る訴訟事件判決 (2003 年 6 月) に関する論文⁽¹⁾ では、両高等教育機関で実施されていた人種要因を考慮した入学者選考の合憲性を審理した連邦最高裁判所による判決意見書と反対意見書をそれぞれの訴訟判決ごとに詳細に分析した。そして、高等教育機関が入学者選考をする際に、人種が「プラス要因」として考慮される指針を示したバッキー訴訟事件判決以降の教育現場における新たな人種要因に関する指針が示されたかどうかについて考察し、基本的にその指針に変化はないと結論を下した。ところでその判決後、高等教育機関ではないが新たな人種要因を巡る訴訟事件が連邦最高裁判所で審理され、その裁定が下された。ジョージタウン大学のある法学教授の言葉を借りれば、「『人種統合運動の最後のあえぎ』を代表する |⁽²⁾ その訴訟事件をここでは見てゆくことにする。

2007年6月28日,連邦最高裁判所は、「コミュニティースクールに関係する親対シアトル第一学区とその他」(Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No.1 et al.)という訴訟事件に対する最終判断を下した。この訴訟事件は、シアトル学区が高校の人種上の均衡を図る目的で「白人または非白人」という人種上の分類を"tiebreaker"、つまり定員以上に志願者が集まってしまった高校に志願者を割り振る選抜決着方法として使っていたことに対する訴訟事件である。同時に「その他」として審理された

訴訟事件は、2001 年にケンタッキー州ジェファソン郡学区が採用した、生徒 を「黒人とその他」で分類し、小学校に生徒を割り振る際や転校希望に裁定を 下す際にその分類を使用するプランを巡るものである。子供たちを彼らの人種 に基づき異なる公立学校に割り振るどちらのプランについても、連邦最高裁判 所は、5対4で憲法修正第14条の平等保護条項に反すると裁定を下した。そ れでは、この判決内容についてさらに詳細に見てゆこう。最初にそれぞれの学 区の問題となっている生徒割り振りプランについてである。

ジョン・ロバーツ連邦最高裁判所長官(これ以降首席判事と呼ぶ)により書 かれたその判決意見書によると、シアトル第一学区には公立高校が10校あり、 その内、4校が北部に、5校が南部に、そして中心部に1校が位置している。 1998 年に第1希望で定員以上に志願者が集まった高校に対して "tiebreaker" が使われ始めた。その選抜決着方法は3段階で、最初は同じ高校に兄弟姉妹が 在籍しているかどうか、次に対象となる高校の人種構成に照らし合わせ、個々 の志願者の人種が適合するかどうか、最後に生徒の居住地と学校との地理的距 離で決められる方式である。そして、定員以上に志願者が集まった高校の人種 上の均衡が、その学区の白人と非白人の人種上の均衡の10%以内に入らない 時、人種上の選抜方法を用いた。当時、その学区に入学した生徒の約41%が 白人で、残りの59%が非白人として分類され、それが人種上の均衡の10%以 内の基準とされたが、その白人生徒のほとんどが北部に、その他の人種のほと んどが南部に暮らしており、居住地の人種分離傾向が明らかに確認できる状態 にあった。その状況の中、シアトル第一学区は、2000年から2001年の学年度 に対し、入学予定者の82%以上が北部にある3校か、南部と中心部のそれぞ れ1校のどれかを希望し、それぞれ定員以上の志願者が集まってしまった。そ の内、北部にある3校は前年度に白人の在籍者数が51%以上となり、人種選 抜決着方法が用いられた。その結果、その決着方法が使われなかった場合と比 較すると,入学を認められた非白人の生徒の人数が,それぞれ,107 名,27 名, 82 名多くなった。反対に南部の1校も前年度の非白人の在籍者数が69%以上

になり、その結果、その人種による決着方法が使われなかった場合よりも89名多い白人生徒がその高校に割り振られた。残りの1校は前年度の入学者に対し、その決着方法が既に実施されていたことから、今回は人種の指針以内となり、その決着方法の対象から外れた^③。

一方、ジェファソン郡公立学校はケンタッキー州ルイヴィル市の公立学校を 運営しているが、ジェファソン郡はシアトル学区とは違い、1973年に連邦裁 判所により人種分離された学校が維持されていると評決が下され、1975年に 人種分離待遇廃止命令が出され、2000年までその命令下にあった学区である。 その後、2001年から今回問題となる自発的生徒割り振りプログラムを採用し た。その学区の人種構成は、約34%が黒人で、残りのほとんどが白人である。 そのプランは、生徒の居住地に基づき、居住地学校に割り振るが、その際、そ の学区の人種構成を基準とし、黒人の在籍者数の割合を、最低で15%から最 大50%とすることを命じている。その居住地学校は幾つかのグループに分け られ、幼稚園児と小学校1年生とその学区に新たに引っ越してきた子供たちの 親が、それぞれ指定のグループ内で第1希望と第2希望の学校を選択する。次 に、それぞれの学校にどれだけの生徒の空きがあり、在籍者の人種構成割合が その指針内にあるかどうかにより、学校の割り振りが決定される。またその割 り振りが決定された後、何らかの理由で転校希望が出された時、同じ手順を踏 むことになると言う方法である⑷。付け加えて言えば、このどちらの訴訟事件 も白人が訴えたものである。そして、これらの学区のプランに対する連邦最高 裁判所の判断は以下のようになる。

まず、個々の人種上の分類を使うことは政府の「やむにやまれぬ利益 (compelling interest)」を達成する目的に合わせて厳密に調整されることが 求められるという判断基準の視点からの審理である。これは過去の同類の訴訟 事件でも論点の中心をなし、ミシガン大学と同法科大学院の訴訟事件判決の中でも繰り返し述べられた基準である。連邦最高裁はその「やむにやまれぬ利益」として2つを認めてきているとロバーツ首席判事は意見書の中で述べている。

その内の1つが、「過去の人種差別の影響を改善すること」である。この点に関しては、シアトル学区の場合、過去に公立学校が法律により人種分離されたことはなく、これにはあてはまらないとされている。一方、ジェファソン郡は、過去に人種差別の事実があるが、ここで問題となっている彼らのプランで人種要因を使用することの理由としてこの点を挙げていないことから、ジェファソン郡もこれには当てはまらないと首席判事は述べている⑤。

もう一つの「やむにやまれぬ利益」は、ミシガン大学法科大学院を訴えたグ ラッター訴訟事件判決の中で認められた高等教育機関における多様性に関する 利益である。その多様性の観点から両者を比較すると、ミシガン大学法科大学 院の選考方法は、人種だけに焦点が当てられたものではなく、高等教育機関に おける学生全体の多様性に貢献する全ての要素を含んでいた。そして、「広く 様々な人や文化や考えや見解にさらされることを達成するためのより広い努力 の一部として人種 [6] が考慮に入れられ、ある特定の人種集団に属している点 ではなく、個々の人として志願者に焦点を当てていた。一方、それとは異なり、 今回問題となっているそれらの学区は、「多分グラッター訴訟事件判決を頼み にすることでは彼らのプランを立証することができないと悟ったのだろう、そ れで彼らの人種に基づく割り振りを正当化するためにグラッター訴訟事件判決 の中で支持された利益とは全く異なる付加的な利益」で、つまり「人種上多様 な学習環境で学ぶ利益 | ® を主張しているとロバーツ首席判事は判決意見書の 中で言明している。さらに、「彼らが求める多様性は、グラッター訴訟事件で 問題となったより広い多様性ではなく、人種上の多様性なので、直接人種だけ を頼りにその利益を促進することは道理にかなっている [[®] と, どちらの学区 も主張しているとして、その両訴訟事件の決定的相違点を指摘している。結局、 グラッツ訴訟事件でミシガン大学が実施していた入学者選考方法と同じ様に、 ここで問題となっている2つの割り振りプランでは、人種が学校割り振りの 「決定に至る時、他の要素と比較して考察される単なる1つの要素ではなく、 まさにその要素そのもの」となっており,「『個別的に考慮されない,機械的な』 方法で人種分類に頼る「100 だけであるのは、この主張からも明らかであると判 断された。次に、その人種の多様性の概念そのものとその多様性のレベルの 2 つの視点から考えられる問題点が指摘されている。

まず「多様性の概念」の問題に関して、この訴訟事件の場合、米国には様々 な人種集団が存在しているにもかかわらず、人種分類が、既に言及している様 にシアトル学区の場合,「白人と非白人」, ジェファソン郡の場合は,「黒人と その他 | の2区分であり、多様性について限られた概念しかない点は明白であ る。生徒をその概念で分類し、異なる学校に割り振ることは、「最高裁の判例 と公立学校での人種の使用についての米国の歴史に鑑みて極端な方法であ る「Шとその判決意見書は述べ、その理由として次の仮定を挙げている。シア トル学区プランでは、仮にアジア系アメリカ人が50%、白人が50%で、黒人 も、ネイティブアメリカンもラテン系アメリカ人もいない学校は均衡が取れて いるとされるだろうが、アジア系アメリカ人が30%、黒人が25%、ラテン系 アメリカ人が 25%, そして白人が 20%いる学校は均衡が取れていないことに なるだろうと説明している(12)。実例として挙げられているシアトル学区南部に あるフランクリン高校では、非白人の在籍者数が69%を超えていたことから、 人種選抜方法が適用された。その結果, 2000年から 2001年の学年度に入学し てくる生徒は,アジア系アメリカ人 30.3%,黒人 21.9%,ラテン系アメリカ人 6.8%, ネイティブアメリカン 0.5%, そして白人 40.5% となった。仮にそれが 適用されなかった場合には、それぞれの人種の生徒の占める割合は、39.6%、 30.2%, 8.3%, 1.1%, そして 20.8%になったと考えられる。その割り出され た数値を見ると、その人種を考慮した決着方法が適用される前の実際の生徒の 人種構成は、「いかなる多様性の定義のもとでも十分に多様な生徒集団を生み 出している「(3)という見解を、その判決意見書は述べ、それらの学区の2区分 からなる多様性の概念を退けている。

次に、多様性のレベルの観点から比較すると、グラッター訴訟事件で審理されたミシガン大学法科大学院が求めていた少数民族集団の人数は、「純粋に多様な全学生集団を達成するために必要な漠然とした『有意義な人数』(14) であっ

た。一方,この場合は,「もっぱら個々の学区の人口統計値により定められた 限定された範囲 (15) であると連邦最高裁は判断している。そして、それらのプ ランにより「強く主張されている教育上の利益を手に入れるために必要とされ る多様性のレベル | についての概念が、「教育上の概念よりもむしろ、それぞれ の学区の特定の人種上の人口統計値と結び付けられている (16) だけであり、そ れゆえにそれぞれの学区が求めている各人種の在籍者に占める割合が異なる点 を指摘している。つまりシアトル学区の全住民に白人が占める平均的割合が 41%で、その10%以内とする規程を適用すると、白人の在籍者数が「31%か ら51%の間 | となる。一方、非白人、つまり少数民族集団の平均割合は59% で、その10%以内とすると、彼らの在籍者数に占める許容割合は「49%から 69% | となる。一方ジェファソン郡では、「『その学区全体の黒人の平均在籍者 数』の34%と『同等の黒人の在籍者数を全ての学校で達成する目的に基づき、 その学区全体の黒人在籍者数を上下等しく増減した割合になるように意図され た範囲』(⁽¹⁷⁾ で、少なくとも 15%または多くとも 50%の黒人在籍者数を求めて いるとしている。それに基づくと、それらのプランが強く主張する「人種上の 多様性の利益|を得るためには、シアトルでは「少なくとも 31%の白人生徒| が必要であり、ジェファソン郡では少なくとも「50%」の非黒人の在籍者数を 必要とする。一方、ジェファソン郡では黒人生徒が少なくとも 15%在籍して いなければならないが、シアトルではその3倍以上の非白人を必要とすること になる(18)。そこから導き出されることは、「それぞれの学区の人種上の人口統 計値がその必要な『多様性』の人数をたたき出して』」(19) おり、「それぞれの学 区の人口統計値が変わるにつれ、彼らの人種の多様性の概念も変わるだろ う「200 ということである。その教育上必要とされる人種の多様性のレベルその ものが変化することから、それらのプランが多様性のレベルを達成する目的に 合わせて「厳密に調整されていない |⁽²¹⁾ ことになるとその意見書は結論付けて いる。

それに加えて、その教育上必要とされる人数を達成するためにミシガン大学 法科大学院は、「志願者集団に戻り、数え直しはしなかった」が、後者は、「あ る特定の種類の人種上の均衡を達成するために後戻りをして」おり、その前者の取り組みは"working forward"で、後者は"working backward"⁽²²⁾であるという表現を用い、その双方の違いを明確に述べている。

次に指摘された問題点は、その人種に基づく方法が与えた「影響の程度」で ある。シアトル学区の方式は、「学校間で少数の生徒を移動させただけで |(23) あった。それに関して意見書は詳細に説明している。シアトル学区で 2000 年 から 2001 年の学年度で人種上の決着方法の対象になったのは、約 307 名の生 徒であった。その内 293 名をその学区は追跡調査することができたと報告して いる。その報告によると、その対象者の内209名は、最終的には彼らが選んだ 選択肢の中の学校に割り振られた。そしてその内の87名は、その決着方法が 使われなかった場合に割り振られたであろう学校に結局は割り振られていた。 その209名を除いた残りの84名が、彼らが選択しなかった高校に割り振られ ていた。しかしその内の29名は、その決着方法が適用されなかった場合でも、 その学校に割り振られたと考えられる。さらに3名が、順番待ちと学校の収容 能力の調整が理由で、定員以上に志願者が集まった学校の内のどこか1校に通 うことができた。最終的に、その方法が適用されなかった場合に割り当てられ ることがなかった、しかも彼らが希望していない高校に入学したのは、52名 だけであった(24)。同様に、ジェファソン郡の場合も、その当時小学生の95% が、第1、第2希望の学校に割り振られており、転校希望(割り振られた生徒 の約5%)で拒否されたのは35%にすぎず、その内人種が理由で断られたの は「さらにずっと割合が小さ」かった。実際に、その郡は、人種決着方法の対 象者になったのは、全体の「3%に過ぎない」(25) と概算している。一方、ミシ ガン大学法科大学院の人種を考慮に入れた選抜方法は、その法科大学院生に占 める少数民族集団の割合を4%から14.5%へと3倍以上にしたことが考慮され、 「絶対必要不可欠であったと見なされ」260、合憲判断が下された。それを踏ま え、その判決意見書は、「人種をより多く使うことが好ましいと示唆している のではないけれども |、シアトルとジェファソン郡の人種による学校割り振り

方法が在籍者数に与えた「最小限の影響」は、その方法を用いる「必要性に疑問を投げかける」と同時に、「他の方法が効果的である」ことを示唆していると述べている⁽²⁷⁾。さらに、それらの学区は、どちらも、「個々の生徒を人種により割り振ることは、学区内での人種分離を避けるために他に方法がないから許される」⁽²⁸⁾と主張したが、「明白な人種分類以外の他の方法を検討したことを証明しそこない」⁽²⁹⁾、さらに「彼らの求める目的が、彼らの選択した特定の極端な方法を正当化することを証明」⁽³⁰⁾しなかった点が指摘されている。

これらの相違点に加えて、グラッター訴訟判決で合憲であると認められた人 種に基づいた割り当ては、高等教育機関に限定されるという制限がついており、 今回の様な公立の小中高等学校での人種に基づいた割り振りには適用されない と意見書は述べている(31)。それが高等教育機関に限定される理由として、トー マス判事が同意意見書の中で、高等教育機関には3つの独特な特徴がある点を 挙げ、それらの特徴がグラッター訴訟事件判決で合憲とされた人種を考慮した 選抜方法により得られる人種上の多様性の利益を「決定的に左右 | 32 すると述 べている。それらの3つの特徴とは、1.「大学の環境と結び付けられるより広 範囲の言論と思考の自由 |、2.「我々の憲法上の伝統の中で大学が占める特別 な場所」、と 3.「教育に関するそれ独自の判断を下す大学の自由」と言う特徴 であるが,その「どれもが小中学校には存在しない |፡፡3 と言う理由で,グラッ ター訴訟事件判決の多様性目的での人種要因適用はここでは認められないとトー マス判事は述べている。ところで、問題となっている2学区も、この多様性合 憲判決の観点から、それぞれの割り振りプランを正当化できるとは考えていな いようであると言う点は、既にロバーツ首席判事が、「やむにやまれぬ利益」 の多様性の問題の箇所で指摘している。

これらの審理を通して、それらのプランは、人種上の多様性、つまり「人種上の均衡のみにむけられた」ものであり、最高裁が「これまで繰り返し違憲であると判決を下してきた」⁽³⁴⁾ものであると結論付けられている。そして、ブラウン訴訟事件判決の中で明確に示された指針、憲法修正第 14 条の平等の保護条項により、「公立学校への入学許可を人種ではない基準で決定すること」⁽³⁵⁾

をそれらの学区に求めている。「人種上の均衡を取ることをやむにやまれぬ国の利益として受け入れることは、合衆国憲法の平等の保護条項の中心にある、政府は国民を人種や宗教や性別や社会的階層の単なる一員としてではなく、個々の人として処遇しなければならないという連邦最高裁が繰り返し認めていること」⁽³⁶⁾ に反することになる。それを認めれば、「政府の意思決定」に際し、人種要因を「関連性のない」要因として取り除く「究極の目標が決して達成されることは無いだろう」⁽³⁷⁾ と述べ、「人種に基づく差別を止める方法は人種に基づき差別することを止めることである」⁽³⁸⁾ とその意見書は明言している。結局、この2学区により実施されていた人種による学校割り振り方式に違憲判決が下され、グラッター訴訟事件判決で認められた人種を考慮に入れる選抜方法は、高等教育機関においてのみ認められるという適用範囲が明確に示され、しかもその方法は多様性要因の1つとして一律にではなく、個々に適用されることが求められる点が再度確認されたことになる。以上を総合すると、判決全体としては新たな進展や指針は示されなかったと言えるだろう。それでは、ここからは今後の問題点となりうる点を見てゆく。

今後の問題点の中で特に注目すべき点は、今回多数派に決定的最後の1票を投じた浮動票投票者のアンソニー・ケネディー判事である。彼は、これらの2学区が主張する目的に彼らのプランを合わせて厳密に調整したことを証明しなかった点、その方法により影響を受けた生徒が少数であった点と、その極端な人種2分法に反対する立場では、その他の4人の多数派判事と同意見である。しかし、彼は次の点で他の4人と意見を異にしている。ケネディー判事は、「恒久的希望は人種が重要であるべきではないと言うことであるが、現実は余りにもしばしば重大な関係」があるにもかかわらず、ロバーツ首席判事による判決意見書が、「私の見解では人種が考慮に入れられるかもしれない訴訟事件で、人種は1つの要因ではありえないという余りにも頑固すぎる主張」(39)を示唆していると述べている。また「州と地方自治体の関係当局による公立学校の管理運営において、学校の人種構成を検討し、多様な学生集団を奨励するため

に一般的な政策、その1つの局面がその全学生の人種構成であるが、その政策を採用することは許される。もし学校当局者が、ある特定の学校の全学生の構成がそこの生徒全員に平等の教育の機会を与えると言う目的を妨げるならば、彼らは全体的なやり方で、そして、組織的な個々の人種による分類にのみ基づき、それぞれ違うやり方で各生徒を扱うことなしに、その問題に取り組むための人種を意識した方策を政府が自由に考案することができる」(40)として、彼は人種要因を考慮することを許容できる状況があると認めている。これに関して、コロンビア大学マイケル・C・ドーフ法学教授は、ケネディー判事をこの訴訟事件「判決の実質上の影響を曖昧にしている」(41)原因の1つに挙げている。その理由として、多数派でありながら、それらの学区のプランの「目的」に関しては賛成している点を挙げ、この種の方法を巡る訴訟事件が将来連邦最高裁で審理される時、その訴えられている「学区が今回とは違うやり方でそのプログラムを体系化」している様な場合には、今回の「反対派の4人の判事に加わり、新たな多数派を形成するだろう」(42)とドーフ教授は指摘している。

この曖昧さを残す多数派の意見は、ブラウン訴訟事件判決以降の訴訟の中心をなす人種要因を巡る問題が、今回の1票差での判決結果を見ても分かるように、司法の世界でも判断がまさに真っ二つに割れる問題であることから生じると考えられる。そこには、ブラウン訴訟事件判決でいわゆる公立学校における公的な人種分離差別待遇(de jure segregation)が違憲とされ、人種分離待遇廃止が全米中で成し遂げられた後、学校の人種上の多様性、つまり人種統合を求めながらも、人種分離が確認できる状態(de facto segregation)が依然として存在する現実を前にし、人種ではない基準でその目的を達成することが要求されるという困難極まる難問を解決しなければならないジレンマがある。その一方で、「やむにやまれぬ利益」を求め、その強く主張する目的に合わせてそれぞれの実施方法が厳密に調整されていることを連邦最高裁の法廷で立証できれば、ミシガン大学法科大学院の例のように人種要因の使用が合憲として認められる可能性もあると考えられてきた。しかもこの様な状況において、ドーフ教授が言う様に、このケネディー判事の意見に、反対意見書を書いたスティー

ブン・ブライアー判事を含む反対派の意見が加わると、合憲と違憲の判断が、 将来、場合によっては、今回とは反対の方向に傾く可能性は否定できない。さらに新たなこの種の訴訟事件を審理する連邦最高裁判事のその時の保守派とリベラル派の人数バランス如何によっては、判決の行方が変わることも十分に考えられる。それゆえに、ケネディー判事のような人種要因の考慮に理解を示す意見が、今回その多数派の中にあることは、その種のプログラムを持つ学区に現状維持か、それともその他の方法を模索すべきか躊躇わせ、ドーフ教授が言うように、公立学校の現場に与える影響をこの判決が曖昧にすることは十分に考えられる。それでは、そのブライアー判事の反対意見書を見て、今回は多数派とはならなかったが、今後多数派意見となるかもしれない論点を考えてゆく。

ブライアー判事は、この訴訟事件判決の反対意見書の冒頭部分で、これらの 2 学区のプランは、「全米中の小中学校により過去59年間で採用された多くの 他のプランと似ている。それらのプランの全ては、ブラウン対教育委員会訴訟 事件判決が、ずっと前に約束したその人種統合された教育の類をもたらそうと する地元の努力を表わしている [48] と書いている。さらに、別の箇所でも、全 米中の「様々な学区が…その全てが同じような目的、つまり公立学校のより大 きな人種統合という目的を持ち、人種を意識したプランを含む多数の様々な種 類のプランを採用し、修正し、そして実験した [44] 様に、それらの学区のプラ ンも、「より人種上多様な学校をもたらすことにより人種統合を達成しようと 考案された [45] ものであり、これらの学区がこれらのプランを採用するに至る までの「歴史は典型的な学校の人種統合の話を示している [46] と言えると述べ ている。さらに、「人種分離された学校を人種上多様な学校に取り替えようと する現実世界の奮闘は複雑 [47] で、その 2 学区の歴史的動きを時代ごとに区切 り、その期間ごとの学区の動きを詳細に見てゆくと、「明確な人種を意識した 基準の使用を段々に減少させるやり方で、時を経て漸進的に変化して [48] 来て おり、「『やむにやまれぬ利益』のために尽くし、その言葉のいかなる妥当な定 義においても『厳密に目的に合わせて調整されている』(⁽⁴⁹⁾ ことは明らかであ

るとしている。これがこの判事の多数派とは異なる第1の見解である。これに関しては既に言及しているように判決意見書の中で「調整されていない」と判断が下されており、ケネディー判事もそのことを学区側が証明しなかった点を支持しない理由にしている。

次にブライアー判事は、これら2学区のプランを「善良な目的と動機」⁽⁵⁰⁾ と言う視点からも支持できるとしている。それによると、それらのプランが、「少数民族集団に属する人を締め出そうと努める」のではなく、彼らを「中にいれようと努める」プランであり、「いわゆる『優しく有益な』人種区分」を使っており、「悪意のある目的と言うよりもむしろ利益をもたらす目的で、人種をそれらの学区が使っているので、別の再審理基準が適用されるべきである」⁽⁵¹⁾ と主張している。これがブライアー判事の第2の判断基準に関する相違点である。

この主張点に関して、ロバーツ首席判事は、ブライアー判事の立場は「結局は『目的は手段を正当化する』というおなじみの主張」⁽⁵²⁾ にすぎず、「いかなる人種・民族上の区別も本質的に疑わしいものであり」⁽⁵³⁾、それゆえに、「人種に基づく政府の行為は詳細な司法の審問を受けるべき」であり、「目的と手段の両方の『詳細な吟味』「⁽⁵⁴⁾ が要求されると述べている。さらに、これまでの連邦最高裁判決は、「動機が厳格な審査に影響を与えるという議論を明確に拒絶している」⁽⁵⁵⁾ と述べ、ブライアー判事の主張を退けている。トーマス判事も、「政府が『人種を一緒にするために』人種の判断基準を使うたびごとに、誰かが締め出される、そしてその締め出された人は、ただ人種だけが理由で損害を被る」、そして「この種の締め出しはまさに人種をお互いに戦わせ、人種上の緊張状態を悪化させ、『政府の人種使用により不当に取り扱われてきたと信じる人々の間に憤りを引き起こす』類の政府行動である」⁽⁵⁶⁾ として、厳格な審理を受けなければならないと論じている。

最後に、ブライアー判事は、ブラウン訴訟事件判決後から現在に至るまでに「人種の平等に向けた大きな進展が見られたが、ブラウン訴訟事件判決の約束を我々はまだ実現してはいない」にもかかわらず、「学校から人種分離を取り

除くために学区が使ってきた方法」であるこの2学区のプランが違憲とされると、そのブラウン訴訟事件判決の約束の実現化は脅かされ、「最高裁と国は後悔することになる」⁽⁵⁷⁾ と言う強い警告で反対意見書を締めくくっている。つまり、ブライアー判事は、ブラウン訴訟事件判決により求められている人種統合を実現するために米国中で多数の学校が半世紀以上に渡り奮闘し続け、同種の方法を採用するに至っている現状を考えると、この判決により、この2学区の方式が違憲とされた場合、全米至るところで再人種分離が公立学校で起きるのではないかという懸念をはっきりと示している。この再人種分離の懸念の問題は、ブラウン訴訟事件判決が目指すのとは反対の方向を示すと考えられるので、詳しく見てゆくことにする。

その再人種分離の懸念に対するブライアー判事の説明によると、1968 年から 1980 年の間に、少数民族集団の生徒が学校の在籍者の半数以上を占める学校に通う黒人生徒の割合が、全米で 77%から 63%に(南部では 81%から 57%に)減少したにもかかわらず、それが 2000 年までに 72%に(南部では 69%に)増加した。同様に、在籍者数の 90%以上が少数民族集団の生徒で占められている学校に通う黒人生徒の割合が、64%から 33%に(南部では 78%から 24%に)減少したが、それも 2000 年までに 37%に(南部では 31%に)増加していた。さらに、2002 年の時点で、全公立学校の在籍者数の 5%を超える、ほぼ 240 万の生徒が、白人在籍者の割合が 1%以下の学校に通っていた。その内、230 万人の生徒が黒人とラテン系アメリカ人の生徒で、白人生徒はほんの72,000 人であった。現在、黒人の子供の 6人に 1人以上が、在籍者数の 99%から 100%が少数民族集団で占められている学校に通っており、その状況は再人種分離を懸念させるものであり、「多くの学区が人種統合の努力を維持し、拡大する必要を感じている」(58)とブライアー判事は述べている。

その判事の考えが彼1人の意見ではないことを裏付けると思われるのが、最高裁でその審理が始まる前のジェファソン郡について報じる2006年12月4日付けの雑誌『タイム』の記事である。その記事によると、ジェファソン郡の約

58,000 名の生徒のバス通学平均時間は約 45 分(59) で、この内「7 人に 1 人の割 合で片道1時間以上「600 バス通学しているにもかかわらず、黒人の割合を15 %から 50%の範囲内に入れる人種上のガイドラインを持つこの学区のプラン は、「概して人気がある」(61)。そして、「多様性を確保するために」その方法が 「使われるべきであるということに賛成して」(62) いる生徒の親の割合は、ケン タッキー大学が 2000 年に行った調査によると、77%であった。さらに、ジェ ファソン郡はその通学バスに関する「顧客サーヴィス」として、「法律上では2 マイルごとに止まる | ことが求められる通学バスが、「5分の1マイルごと | に止まり、そのバスの座席も「十分に詰め物がされて」いる点から、バス通学 が人気を得ていると、その学区のバス通学制度を管轄する人物が話している(63)。 その結果、全米中で私立学校に通う生徒数が増加している一方で、ジェファソ ン郡の公立学校の在籍者数は、「2001 年の 76%から 2005 年の 80% | (64) まで増 加している。それに加えて、そのプラン賛成派が、「教育委員会の委員に再選 され続けている [65] 事実が、住民のその方法に対する賛成の証拠として挙げら れている。ジェファソン郡学区は、その選抜方法が違憲とされた場合、学校の 再人種分離に「急速に戻るのではないかと心配して」おり、非常に心配してい る親の中にはバスで首都ワシントンまで行き、連邦最高裁判所の外で彼らの意 向を訴える抗議行動を計画している人もいるとその記事は報じている(66)。そこ にはブライアー判事が抱くのと同様の再人種分離の懸念が示されている。

また同じく、2006 年 12 月 4 日付けの電子版 USA TODAY の「それから 52 年後、人種統合は新たな連邦最高裁の審査に直面している」と題する記事の中 で、連邦最高裁でその審理が開始されたその最初の日、最高裁がそれらの学区 のプランに対して「敵対的であるように聞こえた」(®7) と報じられている。そし てブラウン訴訟判決以降,「連邦最高裁は半世紀もかけて, 米国の学校の教室 をより人種上多様にさせる公平な方法を念入りに徹底してやり遂げた…その結 果はほとんど至るところで見られる」が、もし違憲判断が下されると、その前 _進は「邪魔され,後退させられる可能性がある」⁽⁸⁸⁾ と述べている。そして,そ の例として、シアトル学区のフランクリン高校の在籍者数の変化を挙げている。

つまりその学区のプランが実施されていた 2000 年には、圧倒的に非白人の多いその高校の白人在籍者数は 25%であった。それがそのプランが実施できなかった 2005 年までにその割合は 10%まで減少したとして現実に再人種分離が起きていることを報じている⁽⁸⁹⁾。ところで、ここで問題となる点は、その人種分離とはそもそも何であるかということである。クラレンス・トーマス判事は同意意見書の中で、そのブライアー判事の再人種分離への懸念を受けて、その点を明確に説明している。

トーマス判事は、まずブライアー判事により提出された付表 A⁽⁷⁰⁾ は、「せい ぜい教室内の人種上の不均衡に向かう全国的な傾向を示しているに過ぎない。 しかしながら、人種を分離しようとする意図的な州政府の行動がなければ、人 種上の不均衡は、結局人種分離とはならない。これらのプログラムを正当化す るために再人種分離という不安材料を提起することは、その言葉の意味と我々 の目の前にある訴訟事件の本質を無視することである |(71) と断じている。それ を端的に言えば、「人種上の不均衡は人種分離ではない」(72) と言う見解になる。 そして、「『人種分離とは人種基準だけで生徒を学校に関して分離する政府の政 策を実行する』ある学校組織の意図的な操作しであり、「人種上の不均衡は、 ある学区の個々の学校が学生人口全体の人口統計上の構成に合わせる。または それに近づけることに失敗することである | (73) と人種上の不均衡と人種分離の 相違点を明確に説明している。さらに、「個々の学校は自然の成り行きで均衡 の取れた状態や、不均衡の状態になるものであり、適切な均衡そのものが、学 区の変化する人口統計値と共に変化するものである「⁽⁷⁴⁾ として、自然の成り行 きで人種上の不均衡状態が生じる可能性も認めている。それらを踏まえて、こ の2つの学区内の「学校で人種上の不均衡の危険性があるかもしれないが、人 種分離の危険性はない。人種に基づき生徒を分離する二重の学校組織をシアト ルが確立したとか、ルイヴィル(ジェファソン郡)が再確立したと主張する人 は誰もいない「(%) としてブライアー判事の再人種分離の懸念を退けている。

ここでトーマス判事が意味する「人種分離」とは、法的人種分離であり、そ こには事実上の人種分離は含まれてはいないと考えられる。それとは対照的に、 ブライアー判事は、明らかにこの後者の状態も「人種分離」と見なしている。この様な司法の最高峰での見解の相違が、今回再人種分離への懸念として提示されたことになる。この懸念は、先に引用した記事を読んでも推測できるように、一般の人々の間にも存在する懸念であり、それを反映した見解であるとみなすことができるだろう。しかし連邦最高裁の見解(多数派の意見)は、トーマス判事の見解に代表されるものであり、「強制的人種分離待遇廃止の状況にあっても、人種上の釣り合いは要求されてはいない」(76)と言うものである。

しかし、人種上の釣り合いは要求されていないとしても、学区内の学校間の 人種上の不均衡がそうであると確認できる状態となってしまった場合、ブラウ ン訴訟事件判決により人種統合が求められている公立学校の教育現場はその人 種不均衡状態に対処する、または対処しようと努力する必要を感じるだろう。 その際に、当然のことながら、人種の均衡状態を念頭に置きながら何らかの人 種要因を考慮に入れた方法にたどり着く可能性が高いのは過去の訴訟事件や今 回のブライアー判事の意見書を見ても明らかである。その場合, 再度その方法 が憲法上適性かどうかの問題が生じ、この種の訴訟の度ごとに、どのような指 針が示されるかにより、様々な方法が新たに試されることになる。今回、全米 中の他の多くの学区で採用されてきたプランに似ているとブライアー判事が主 張するこの2学区の人種による割り振り方法は違憲とされたが、同時に、既に 言及しているように、それらのプランの目的に理解を示すケネディー判事の意 見も示されており、この種のプランを持つ多くの学区が新たな方法を模索すべ きか、現状のままで良いのかより一層思案する状況に置かれたと言える。それ に追い討ちをかけるようにブライアー判事は、この違憲判決はそれらの全米中 の類似したプランを違憲とさせるだけでなく、「学校内でのより大きな人種の 多様性を達成するためのその他の手段も必然的に違憲 |(***) とさせるだろうと警 告を発している。

その警告に対し、判決意見書の中でロバーツ首席判事は、ブライアー判事が 意味する「その他の手段」とは、新たな学校の建設場所、学校間での資金の分 配方法、そして特定の学校に生徒を集めるためにどの講義科目を開設するかな

どであるが、それらはここで問題となっている「明確な人種区分」とは異なる 考察を要するものであり、ここではその正当性についての意見は述べないとし ている⑺8。一方,その他の手段に関して,ケネディー判事は,「教育委員会は 新学校の戦略的建設予定地選択、居住地の人口統計値を全体的に認めながら通 学区域の区画線を引くこと、特別プログラムに資金を割り当てること、目標に ねらいをつけたやり方で生徒と教職員を新たに入れること、そして人種ごとに 在籍者数と成績とその他の統計数値を追跡することを含む他の手段を通して様々 な背景を持つ多様な人種の生徒を一緒にすると言う目標を追跡するかもしれな い。これらの方法は人種を意識しているがし、明らかな人種区分に基づく各生 徒の「異なる処遇には至らない」ので、合憲か否かの評決を下す際に「厳密な 吟味」が必要とされることは「ありそうにない」(⁷⁹⁾と述べている。結局、ブラ イアー判事により示された再人種分離問題と密接な関連性を持つこの事実上の 人種分離状態への対処法の問題に関しては、このように多数派の中でも意見が 割れており、今後の訴訟事件を待たなければならないことになる。既に言及し ているように、この意見を持つケネディー判事が将来の同種の判決で今回の反 対派を多数派にする可能性は否定できない上に、この問題についての指針が今 回示されなかったことが加わり、この点に関しては不透明さが増したとさえ言 えるかもしれない。電子版『ヘラルド紙』が述べるように、ブラウン訴訟事件 判決により示された人種分離を解決する方法は、法律上の人種分離に対処する 「古い方法」であり、新たな事実上の人種分離に対処するには「もはや有効に 作用しない |(80) のかも知れない。

ところで、もう1つ今後に持ち越されたと考えられる問題点がある。それは、ロバーツ首席判事が意見書の中で、この訴訟事件で、どちらの学区も「学校内の人種上の多様性が試験の得点やその他の達成目標基準に著しい影響を与え、無形の社会化という利益を得ているかどうか」の問題を論じているが、それぞれの学区のプランが、その多様性により得られると主張している「人種上多様な学習環境で学ぶ利益 [⁽⁸¹⁾ は、そのプランがその「教育的、社会的利益を達成

する目的に合わせて厳密に調整されていないのでその論議は」⁽⁸²⁾ 今回は最高裁で解決される必要のない論議であると述べている点である。つまり、ブラウン訴訟事件判決以来求められている人種統合された学校が与える教育上の利益について判断を下すことをしていないのである。

ブライアー判事により書かれた反対意見書の中で,「人種上均衡のとれた学 校は黒人の子供たちに対する教育上の成果を良くする」(83)と主張されている点 に対して、トーマス判事が意見を述べている。トーマス判事は、「現実には、 強制された人種混合に何らかの教育上の利益があるということは決して明白で はない. ましてや人種統合が黒人の学業成績に必要であると言うことは明白で はない [84] として、それに関しては賛否両論があると述べている。その上、そ の問題についての弁論趣意書では、「主張されている肯定的結果の大きさやそ れらの肯定的結果が達成され始める正確な人口統計上の混合比のような詳 細 | 🕮 がないと評している。さらに、1.「単に生徒たちを同じ屋根の下に一緒 に置くことだけでは生徒たちが一緒に学んだり、交流しさえすることを必然的 に意味するわけではない |、2.「学校は生徒を効率の良い教育への助けとなる ものとして学業能力により生徒を頻繁にグループ分けするが、そのようなグルー プ分けは、しばしばある1つの人種または別の人種が非常に集中している教室 という結果に終わる」、3.「同じ学校にいる異なる人種の生徒たちが実際にお 互い一緒に時を過ごすという保証はない |, 4. 「異人種間の接触が人種上の態 度や関係を改善するかどうかははっきりしない」(86)と述べている。それに加え て、「我々子供たちが生きることになる『多元的社会』を反映する教育環境を 生み出す利益 | を反対意見書は「民主主義的要素 | として定義しているが、そ の「周囲の環境の反映」ということ自体が「人種上の均衡を取ること | ⁽⁸⁷⁾ と同 じ意味であるとして、反対意見書が主張するその人種統合の利益を退けている。 さらに、トーマス判事は、「シアトル教育委員会自体は、人種を混在させる ことは黒人の学業達成には必要ではないと信じているに違いない」とシアトル |教育委員会が「学業成績を上げる努力の一部として 1990 年に創設し |(88), 運 営する在校牛の99パーセントが非白人である幼稚園から8年牛までが通う

「アフリカ系アメリカ人学校」の例を挙げている。「この人種上不均衡な環境は、 伝えられるところによれば、『リーディングと作文と数学において全ての学年 レベルを通してより高い』テスト得点を生み出してきている」、つまり、「シア トルのアフリカ系アメリカ人学校にいる子供たちは『非常に人種分離された環 境におかれた時成績の増加を示している | ことからも分かるように、人種を混 在させることによる教育的利益は主張できないとしている(89)。トーマス判事は、 ミシガン大学及び法科大学院の訴訟事件判決の際も、人種上の優遇措置に反対 しており(90)、その流れに沿った意見であると考えられるが、公立学校での人種 分離した状態を積極的に支持するとも解釈できる意見である。彼のこの意見と これまで見てきたケネディー判事とブライアー判事の見解を合わせて考えてみ ると、司法の世界で公立学校における人種統合を求めるブラウン訴訟事件判決 に基づく判断基準が適用される訴訟事件が、かつての法的人種分離から事実上 の人種分離を巡るものに移ってきており、個々の判事の判断がそれに応じて少 しずつ変化しつつあることが見てとれる。ブラウン訴訟事件判決が「もはや有 効に作用しない」とまでは言わないが、現状に即した解釈が求められているよ うに思われる。今後どの意見が多数派となるかは分からないが、人種統合運動 の最後であり、新たなあえぎはまだまだ続きそうである。

〈注〉

- (1) 『米国高等教育機関におけるアファーマティブ・アクションについて:ミシガン大学,同ロースクールの入学者選考に関する最高裁判決』,日吉和子,城西大学語学教育センター研究年報 創刊号,2005年3月,pp.27-49.
- (2) "When Public Schools Aren't Color-Blind," Julie Rawe, *Time*, Time Inc, New York, p. 54.
- (3) "Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No. 1 *et al.*," FindLaw, pp. 6-7. (Http://caselaw.lp.findlaw.com/scripts/printer-friendly.pl?page=us/000/05-908.html 2007/07/25)
- (4) 参照, 同上, pp. 7-8.
- (5) 参照, 同上, p. 10.
- (6) 同上, p.11.

20 ブラウン訴訟事件判決後の米国公立学校での人種要因考慮プログラム

- (7) 同上, p. 12.
- (8) 同上, p.11.
- (9) 同上, p. 12.
- (10) 同上, p.11.
- (11) 同上, p. 15.
- (12) 参照, 同上, p.11.
- (13) 同上, p. 13. (参照, フランクリン高校の統計数値)
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 同上, p. 12.
- (17) 同上。
- (18) 参照, 同上。
- (19) 同上。
- (20) 同上, p. 14.
- (21) 同上, p. 12.
- (22) 同上, p. 13.
- (23) 同上, p. 15.
- (24) 参照, 同上。
- (25) 参照,及び引用,同上。
- (26) 参照, 及び引用, 同上。
- (27) 同上。
- (28) 同上, p. 36.
- (29) 同上, p. 16.
- (30) 同上, p. 20.
- (31) 参照, 同上, p.11.
- (32) 同上, p. 30.
- (33) 同上。
- (34) 同上, p. 12.
- (35) 同上, p. 20.
- (36) 同上, p. 13.
- (37) 同上, pp. 13-14.
- (38) 同上, p. 21.
- (39) 同上, p. 35.
- (40) 同上, p. 36.
- (41) "The Supreme Court's Split Over Public School Integration: Who Really Betrayed Brown's Legacy," Michael C. Dorf, FindLaw, p. 1. (http://writ.

news.findlaw.com/dorf/20070702.html 2007/07/25)

- (42) 同上。
- (43) "Parents Involved in Community Schools v. Seattle District No. 1 *et al.*," p. 43.
- (44) 同上, p. 44.
- (45) 同上, p. 45.
- (46) 同上, p. 44.
- (47) 同上。
- (48) 同上, p. 45.
- (49) 同上, p. 44.
- (50) 同上, p. 18.
- (51) 同上。
- (52) 同上, p. 19.
- (53) 同上, p. 18.
- (54) 同上, p. 19.
- (55) 同上, p. 18.
- (56) 同上, p. 26.
- (57) 同上, p. 73.
- (58) 同上, p. 44. (参照, 統計数值)
- (59) "When Public Schools Aren't Color-Blind," p. 55.
- (60) 同上, p. 54.
- (61) 同上。
- (62) 同上, p. 55.
- (63) 参照,及び引用,同上。
- (64) 同上。
- (65) 同上。
- (66) 参照, 同上, p. 56.
- (67) "52 years later, integration faces new Supreme Court test," USA TODAY, p. 1. (http://usatoday.printthis.clickability.com/pt/cpt?action=cpt&title=52 +years+later%... 2006/12/08)
- (68) 同上。
- (69) 参照, 同上, p. 2.
- (70) "Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No. 1 *et al.*," pp. 73–90.
- (71) 同上, p. 22.
- (72) 同上。

- (73) 同上。
- (74) 同上, p. 25.
- (75) 同上, p. 22. (カッコ内は筆者によるもの)
- (76) 同上, p. 14.
- (77) 同上, p. 19.
- (78) 参照, 同上, p. 20.
- (79) 同上, p. 36.
- (80) "Diversity lessons need to be re-learned," James McCusker, HeraldNet, p. 1. (http://www.heraldnet.com/apps/pbcs.dll/article?AID=/20070708/BIZ/707080340 ... 2007/07/25)
- (81) "Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No. 1 *et al.*," p. 11.
- (82) 同上, p. 12.
- (83) 同上, p. 27.
- (84) 同上。
- (85) 同上。
- (86) 同上, p. 29.
- (87) 同上, p. 28.
- (88) 同上。
- (89) 同上。
- (90) 『米国高等教育機関におけるアファーマティブ・アクションについて:ミシガン大学,同ロースクールの入学者選考に関する最高裁判決』, pp. 39-41.

参照文献

- "Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No. 1 et al.," FindLaw.
 - (http://caselaw.lp.findlaw.com/scripts/printer-friendly.pl?page=us/000/05-908. html 2007/07/25)
- Dorf, Michael, C., "The Supreme Court's Split Over Public School Integration: Who Really Betrayed Brown's Legacy," FindLaw.
 - (http://writ.news.findlaw.com/dorf/20070702.html 2007/07/25)
- McCusker, James, "Diversity lessons need to be re-learned," *HeraldNet*. (http://www.heraldnet.com/apps/pbcs.dll/article?AID=/20070708/BIZ/707080340 ... 2007/07/25)
- "52 years later, integration faces new Supreme Court test," *USA TODAY*. (http://usatoday.printthis.clickability.com/pt/cpt?action=cpt&title=52+years+

later%... 2006/12/08)

- Rawe, Julie, "When Public Schools Aren't Color-Blind," Time, Time Inc, New York, pp. 54-56.
- 日吉和子、『米国高等教育機関におけるアファーマティブ・アクションについて:ミ シガン大学、同ロースクールの入学者選考に関する最高裁判決』、城西大学語学 教育センター研究年報 創刊号, 2005年3月, pp. 27-49.